

札幌医科大学医学部学生キャリア形成支援委員会規程（令和4年3月25日規程第20号）

（趣旨）

第1条 札幌医科大学医学部、医療人育成センター、学生部及び附属病院が一体となり、医学部学生の卒前・卒後のキャリア形成を支援することを目的として、医学部学生キャリア形成支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域枠 平成20年度入試から導入した特別枠をいう。
- （2） 大学独自枠 平成25年度入試から導入した北海道医療枠及び地域枠、並びに令和2年度入試から北海道医療枠及び地域枠を名称変更した先進研修連携枠（ATOP-M）をいう。
- （3） 卒後必修プログラム 前2号の入試枠で入学した学生が、卒後、一定期間道内の医療機関に勤務するプログラムをいう。

（構成）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の者をもって充てる。

- （1） 医学部長
- （2） 附属病院長
- （3） 学生部長
- （4） 医学部副学部長（教務）
- （5） 医療人育成センター長
- （6） 医療人育成センター副センター長
- （7） 医療人育成センター入試・高大連携部門長
- （8） 医療人育成センター教養教育研究部門長
- （9） 医療人育成センター教育開発研究部門長
- （10） 統合IRセンター長
- （11） 臨床研修・医師キャリア支援センター長
- （12） 臨床研修・医師キャリア支援センター副センター長
- （13） 医学部カリキュラム委員長
- （14） その他委員長が指名する者

3 委員長は、医学部副学部長（教務）をもって充てる。

4 副委員長は、臨床研修・医師キャリア支援センター長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（所掌事項）

第5条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1） 医学部の入学者選抜及び教育・学修（教養教育科目・専門教育科目）、並びに卒後臨床研修の課題について情報共有を促進すること。
- （2） 医学部学生の卒後必修プログラムに関する情報共有を促進すること。
- （3） 医学部学生や教員に対して卒後必修プログラムの理解を促すための方策を企画・検討・実施すること。
- （4） 医学部学生からの卒後必修プログラム又はキャリアプランに関する相談に対して指導・

助言すること。

- (5) 地域枠の学生について北海道との調整を図ること。
- (6) 医学部卒業生の動向について追跡調査・分析し、問題解決を図ること。
- (7) その他、卒前・卒後教育及び学生のキャリア形成支援に関して必要なこと。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(議決)

第7条 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局学務課及び附属病院病院課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日規程第19号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。